

2024年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ラ フ ィ コ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 長 谷 川 純 代
(東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ コ ー ド 4 9 3 0)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 榎 並 正 太 郎
電 話 番 号 0 3 - 5 7 5 9 - 5 0 7 7

**Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年4月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2024年5月29日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年6月17日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）
- ② 2014年12月25日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）
- ③ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで）
- ④ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び2016年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで）
- ⑤ 2019年5月31日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで）

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社グラフィコ（証券コード：4930）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限（667,200株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

2024年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株券等の総数が929,842株（本新株予約権の目的である当社株式の数を含みます。以下同じです。）となり、買付予定数の下限（667,200株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるた

め、公開買付者は、新たに当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である Church & Dwight Co., Inc. も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の長谷川純代氏は、その所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。また、当社の主要株主である嶋津貴和氏は、その所有する全ての当社株式について本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

① 新たに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	Church & Dwight Japan 合同会社 英文商号：Church & Dwight Japan LLC
(2) 所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 Church & Dwight Co., Inc. 職務執行者 マイケル・リード
(4) 事 業 内 容	1. 株式等その他の有価証券の投資、保有及び売買 2. 不動産の所有、管理及びリース 3. 資産運用業 4. 国内外における知的財産権の保有、保全及び管理 5. 経営コンサルティング 6. 市場調査及び分析 7. 上記に附帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2024年3月13日
(7) 大投資主及び持分比率	Church & Dwight Co., Inc. 100%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は公開買付者の親会社である Church & Dwight Co., Inc. より商品の仕入を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

② 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	Church & Dwight Co., Inc.
(2) 所 在 地	アメリカ合衆国ニュージャージー州ユーイング、チャールズ・ユーイング・ブルバール 500
(3) 代表者の役職・氏名	マシュー・ティー・ファレル (Matthew T. Farrell) プレジデント チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (President and Chief Executive Officer)
(4) 事 業 内 容	消費者向け家庭用品、パーソナルケア用品並びに家畜向け飼料添加物、化学薬品及びクリーナーに特化した専門製品の開

	発、製造及び販売	
(5) 資本金	293.7百万米ドル (2023年12月31日現在)	
(6) 設立年月日	1925年12月14日	
(7) 大株主及び持株比率 (2024年3月6日現在)	The Vanguard Group	12.4%
	BlackRock, Inc.	9.0%
	State Street Corporation	5.2%
(8) 当社との関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社はChurch & Dwight Co., Inc.より商品の仕入を行っております。	
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	

③ 主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	長谷川 純代
(2) 住所	東京都品川区

④ 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	嶋津 貴和
(2) 住所	福岡県北九州市八幡西区

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① Church & Dwight Japan 合同会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注2))			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社、主要株主である 筆頭株主及び主要株主	9,298 個 (92.91%)	—	9,298 個 (92.91%)	第1位

(注2) 「議決権所有割合」は、当社が2024年5月15日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数(938,560株)から、当社が2024年5月15日に公表した「2024年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2024年3月31日現在の当社の所有する自己株式数(169株)を控除した938,391株に、2024年3月31日現在残存する本新株予約権の目的である当社株式の数(62,340株)を加算した株式数(1,000,731株)に係る議決権の数(10,007個)を分母として計算しております。なお、「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じです。

② Church & Dwight Co., Inc.

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間接保有)	—	9,298 個 (92.91%)	9,298 個 (92.91%)	—

③ 長谷川 純代

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主 及び主要株主	3,909 個 (39.06%)	—	3,909 個 (39.06%)	第 1 位
異動後	—	—	—	—	—

④ 嶋津 貴和

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	1,250 個 (12.49%)	—	1,250 個 (12.49%)	第 2 位
異動後	—	—	—	—	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記「2. 異動が生じる経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等 929,842 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったため、当社が 2024 年 4 月 12 日に公表した「Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同年 4 月 15 日付「（訂正）『Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の別添資料の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手續及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表します。

以上

（参考）「株式会社グラフィコ（証券コード：4930）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（添付資料）

2024年5月30日

各 位

会 社 名 Church & Dwight Japan 合同会社
代 表 者 名 代表社員 チャーチ・アンド・ドワイ
ト・カンパニー・インコーポレーテッド
職務執行者 マイケル・リード

株式会社グラフィコ（証券コード：4930）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年4月12日、株式会社グラフィコ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：4930。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年4月15日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2024年5月29日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

Church & Dwight Japan 合同会社

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階

（2）対象者の名称

株式会社グラフィコ

（3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

イ 2014年6月17日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）

ロ 2014年12月25日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）

ハ 2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで）

ニ 2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び2016年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで）

ホ 2019年5月31日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,778(株)	667,200(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者が2024年2月14日に提出した第28期第2四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(938,540株)から、対象者が2024年2月14日に公表した「2024年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2023年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数122株を控除した938,418株に、2023年12月31日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数62,360株を加算した株式数(1,000,778株)となります。

(注2) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(667,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年4月15日(月曜日)から2024年5月29日(水曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金3,800円

② 新株予約権

(i) 第1回新株予約権1個につき、金62,840円

(ii) 第2回新株予約権1個につき、金46,000円

(iii) 第3回新株予約権1個につき、金46,000円

(iv) 第4回新株予約権1個につき、金46,000円

(v) 第5回新株予約権1個につき、金2,250円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(667,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(929,842株)が買付予定数の下限(667,200株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2024 年 5 月 30 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	915,341 株	915,341 株
新株予約権証券	14,501 株	14,501 株
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	929,842 株	929,842 株
(潜在株券等の数の合計)	(14,501 株)	(14,501 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	9,298 個	(買付け等後における株券等所有割合 92.91%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主等の議決権の数	9,370 個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 5 月 15 日に提出した第 28 期第 3 四半期報告書（以下「対象者第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 3 四半期報告書に記載された 2024 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（938,560 株）に、対象者から 2024 年 3 月 31 日現在残存するものと報告を受けた第 1 回新株予約権 1,253 個の目的である対象者株式数 25,060 株、第 2 回新株予約権 94 個の目的である対象者株式数 1,880 株、第 3 回新株予約権 43 個の目的である対象者株式数 860 株、第 4 回新株予約権 2 個の目的である対象者株式数 40 株、第 5 回新株予約権 34,500 個の目的である対象者株式数 34,500 株を加算した株式数（1,000,900 株）から、対象者が 2024 年 5 月 15 日に公表した 2024 年 6 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された 2024 年 3 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（169 株）を控除した株式数（1,000,731 株）に係る議決権の数（10,007 個）を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日

2024年6月5日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Church & Dwight Japan 合同会社

(東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。